

Omiya station East entrance Conference

大宮街づくり月報 OEC 3月 例 会

魅力的な地域づくり 人と人を繋ぐOEC

例会
スケジュール

第142回4月22日
18時～まちラボ

第143回5月20日
18時～まちラボ

久世会長挨拶



事務局報告 齋藤専務理事

- ・次回例会案内 清水建設株式会社豊洲エリア大規模開発について



O E C

次 第
・会長挨拶

・例会主題
「出前説明会」
「市役所新庁舎整備と現庁舎地利活
用の方針」
さいたま市
都市戦略本部
都市経営戦略部
副参事大砂武博氏
主査高橋利之氏

「出前説明会」 「市役所新庁舎整備と現庁舎地利活用の方針」

さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部
副参事 大砂 武博氏 主査 高橋 利之氏



閉会

一般社団法人 大宮駅東口協議会



新庁舎整備等基本構想について

さいたま市役所本庁舎は、10年後の令和13年度をめどにさいたま新都心周辺地域をめぐらすことによる現行施設は市民サービスの拠点となることとしています。

本構想は、本市が将来にわたって持続的な住民サービスを提供し、政令指定都市として未来へ躍動する都市経営の拠点となる新庁舎の機能や整備等の考え方、庁舎整備後の現行施設の利活用について、方向性をとりまとめたものです。

1 新庁舎移転整備等の必要性

合併協定書

浦和市・大宮市・与野市の3市市長が調印した合併協定書において、「将来的な新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通的事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。」とされていることから、本市誕生以来、重要な課題として、長年にわたり、様々な観点から検討を積み重ねてきました。



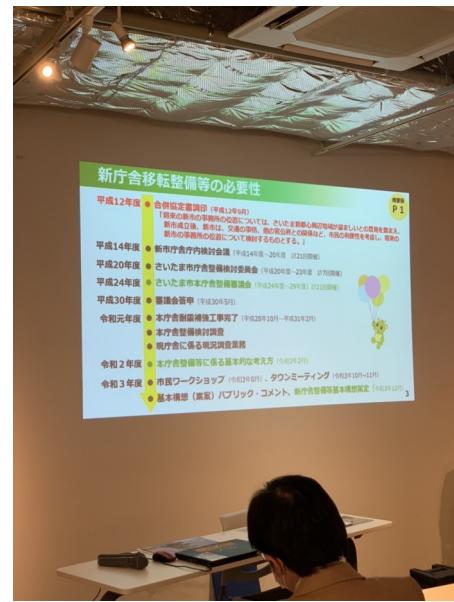
▲合併協定調印式（平成12年度）

本庁舎整備等の検討経緯

【年度】

平成12	合併協定調印（平成12年9月）
平成13	さいたま市誕生（平成13年5月）
平成14	新市庁舎内検討会議（平成14年度～平成20年度 計21回開催）
平成20	さいたま市庁舎整備検討委員会（平成20年度～平成23年度 計7回開催）
平成24	さいたま市本庁舎整備検討会議（平成24年度～平成29年度 計21回開催）
平成30	本庁舎耐震補強工事完了（平成28年10月～平成31年2月）
令和元	本庁舎整備検討調査
令和2	本庁舎に係る現況調査業務
令和3	本庁舎整備等に係る基本的な考え方（令和3年2月）

↓



2 新庁舎整備について

基本理念

これまでの検討や現庁舎の現状等を踏まえ、新庁舎整備の基本理念は、以下のとおりとします。

基本理念

参考事例・イメージ

本市の都市づくりの一翼を担う庁舎

▲さいたま新都心駅東口から小野川河畔を望む

- 本市の将来都市像の実現。日本を代表する都市としての更なる飛躍につなげていきます。
- 市全般及び地域における都市づくりと調和し、政令指定都市にふさわしい、未来へ躍動する都市経営の拠点とします。

本市のシンボルとなる庁舎

▲新都心駅東口ビル内に建設される新庁舎（平成28年1月）

- 本市の歴史や自然、文化などの特性や魅力を生きかし、さいたま市しさを内外に発信するとともに、市民が集まり、市民自らが何度も訪れたくなるよう思ひ入れをもみ、まちへの誇りを感じるシンボルマークの醸成にも貢献する。本市のシンボルとなる庁舎とします。

D「今後の災害に対する柔軟性・効率的に行政運営が行われる庁舎」

▲新都心駅東口ビル内に建設される新庁舎（平成28年1月）

- 政令指定都市の都市経営の観点として、行政機能と議会機能の相互連携や、組織間の連携を考慮し、効率的・効率的な行政運営を可能とする複数の空間を有する庁舎とします。
- ナショナル化の進む各種の政策、行政機能の多様化・複雑化に対応するための複数の機能を有する複数の空間を有する庁舎とします。

防災中枢拠点として災害対応できる庁舎

▲新都心駅東口ビル内に建設される新庁舎（平成28年1月）

- 災害応急活動や災害復旧活動を総合的に統括する本部機能や広域的な支援・受援機能を發揮し、市民の安心・安全を守る防災中枢拠点として、災害時にも安心で安全に業務が継続できる高い防災機能を有する庁舎とします。
- 新庁舎には、これらの役割を求められていることに鑑み、消防本部機能と一緒に整備し、地震などの災害に迅速に対応できる庁舎とします。

新庁舎整備等基本構想

令和3年12月　さいたま市

基本理念

参考事例・イメージ

S D G s に配慮した環境にやさしい庁舎



▲参考事例 大阪府北茨城県役場
（茨城県役場）
出典：建設省ホームページ

すべての人が使いやすい ユニバーサルデザインを実践する庁舎



▲参考事例 駅東口ビル（北茨城県役場）
出典：建設省ホームページ

多様な主体による協働や市民交流が 行われる庁舎



▲参考事例 ニーナベース
(北茨城県役場)
出典：建設省ホームページ

セキュリティに配慮した庁舎



▲参考事例 セイコービル
（北茨城県役場）
出典：建設省ホームページ

新庁舎の規格

新庁舎の概算面積の算定に当たっては、市民利用スペースの拡充と、『国基準』を参考にしつつ、執務室が狭いである現状を踏まえた上で、新庁舎に必要な概算面積は約43,000m²（現況約39,000m²）とし、必要面積の詳細については、今後の各計画段階において、精査していきます。

* 国の基準、国土交通省「新庁舎整備基準」、総務省「平成22年度地方債災害等基準運用要綱」



例会参加 55名